

国民健康保険に加入了した方へ

□資格確認書等の有効期限は7月31日です

- ・令和7年7月中旬に、有効期限が令和8年7月31日の資格確認書もしくは資格情報のお知らせが一斉に世帯主あてに送付されます(窓口での手続きは不要です。マイナ保険証の保有有無によって、送付するものが異なります)。
- ・有効期限が切れた資格確認書等は、ご自身で破棄してください。
- ・令和7年7月末までに資格確認書もしくは資格情報のお知らせが届かない場合は、各区役所区民生活課(中央区は窓口サービス課)給付担当までご連絡ください。

資格確認書等について、詳しくは7～8ページへ

□他の保険制度(社会保険等)に加入了した場合、脱退の手続きが必要です

- ・国保の脱退の手続きは、職場の資格確認書等をご持参の上、事象が発生した日から14日以内に市の窓口で行ってください。また、手続きの際は必ず国保の資格確認書等を返却してください。
- ・手続きを行わないと保険料が請求され続けます。
- ・他の保険制度に加入了した後は、国保の資格確認書等を使用しないでください。国保の資格確認書等を使用した場合、医療費を返していただくことになります。

脱退の手続きについて、詳しくは4ページへ

□保険料の納付義務者は世帯主です

- ・保険料は世帯単位で算定されます。
- ・世帯主が国保に加入了しているか否かに関わらず、保険料の通知書は世帯主あてに送付されます。

納付義務者、保険料の計算について、詳しくは24ページへ

□保険料の通知書は届け出をした月の翌月(15日頃)に郵送されます

- ・ただし、4月、5月に届け出をした場合は、7月に通知書が郵送されます。
- ・保険料の納付義務者は世帯主です。
- ・世帯主あてに通知書を郵送します。
- ・市外から転入した場合、前住所地への所得照会や加入者ご本人による収入申告に基づき、保険料が変更になる場合があります。

□保険料の納付は口座振替が原則です

- ・次の金融機関のキャッシュカードをお持ちであれば、区役所・出張所窓口で簡単に口座振替の申込みができます(銀行の届出印は必要ありません)。

注) この冊子において、「資格確認書等」とは、次の書類を指します。

・被保険者証　　・資格確認書　　・資格情報のお知らせ

第四北越銀行 大光銀行 秋田銀行 東邦銀行 北陸銀行 きらやか銀行
 新潟信用金庫 三条信用金庫 新発田信用金庫 加茂信用金庫 新潟県信用組合
 *興栄信用組合 協栄信用組合 *巻信用組合 新潟県労働金庫 新潟市農業協同組合
 新潟かがやき農業協同組合 新潟県信用農業協同組合連合会 ゆうちょ銀行(郵便局)

- 上記金融機関以外の場合は「口座振替依頼書」を記入し、金融機関窓口で申込んでください(用紙は金融機関窓口に設置してあります)。
(口座振替が可能な金融機関は31ページ参照)

※興栄信用組合、巻信用組合については、令和7年4月21日よりペイジー口座振替受付サービスによる申込みが可能になります。

納付方法について、詳しくは30ページへ

□納付が困難な場合は、速やかに各区の保険料担当へご相談ください

- 特別な事情により、保険料が納められないときは、申請により保険料の軽減・減免を受けられる場合がありますので、詳しくは各区役所区民生活課(中央区は窓口サービス課)保険料担当にご相談ください。

保険料の軽減・減免について、詳しくは27～29ページへ

□【40歳以上の人】特定健康診査・がん検診を受けましょう

- 対象となる方には、受診券を発行します。
詳しくは各区役所健康福祉課または地域保健福祉センターへお問い合わせください。
- 新潟市国保加入前の健康診査の結果は、健康管理の継続のため新潟市国保に引き継がれます。引き継ぎを希望しない場合は、保険年金課健康支援推進室までご連絡ください。

特定健康診査等について、詳しくは35ページへ

令和7年度に変わること(主な項目)

保険料率・賦課限度額

令和7年度の保険料率は変わりませんが、賦課限度額(年間保険料の上限額)は医療分は66万円に、支援分は26万円に改定します。

	医療分	支援分	介護分
所得割	7.6%	3.1%	2.5%
均等割 (1人あたり)	17,700円	7,200円	14,100円
平等割 (1世帯あたり)	22,200円	9,000円	—
賦課限度額	66万円	26万円	17万円

保険料について、詳しくは24ページ以降へ

資格確認書・資格情報のお知らせが 令和7年7月中旬に一斉に送付されます。

マイナ保険証をお持ちの方には資格情報のお知らせを、マイナ保険証をお持ちでない方には資格確認書をお送りします。

いずれも世帯主あてにお送りしますので、内容を確認し、差し替えてご使用ください。



詳しくは7～8ページへ

こんなときは手続きを！

マイナンバー確認書類について

平成28年1月からマイナンバーの利用が開始され、手続きにおいて「マイナンバー」を記載することが必要になりました。

 マークのある手続きをする場合は、右に記載の書類をお持ちください。

- 世帯主と対象者のマイナンバーが確認できる書類
 - ・マイナンバーカードなど

- 窓口に来る人の本人確認書類
 - ・マイナンバーカードや運転免許証など顔写真つきの証明書

国保への加入・脱退手続き 事象が発生した日から14日以内に手続きをしてください。

	こんなとき	必要なもの	手続きのできる窓口		
			区役所	出張所	連絡所
加入するとき (※1) (※2)	新潟市に転入したとき	・転出証明書(前住所地発行) ・窓口に来る人の本人確認書類	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	職場の健康保険をやめたとき ※手続きできるのは資格喪失日からです。 (資格喪失日が、土日祝日にあたった場合は翌営業日からになります。)	・健康保険資格喪失証明書(連絡票)		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	生活保護を受けなくなったとき	・保護決定通知書		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	こどもが生まれたとき	・保護者の資格確認書等(※5) ・窓口に来る人の本人確認書類 ・母子健康手帳	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
脱退するとき (※6)	新潟市外に転出するとき	・資格確認書等(※5) ・窓口に来る人の本人確認書類	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	職場の健康保険に入ったとき (※3)	・国保の資格確認書等(※5) ・職場の資格確認書等(※5) (脱退する人数分)		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	生活保護を受けることになったとき	・資格確認書等(※5) ・保護決定通知書		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
そのほかのとき	新潟市内で住所が変わったとき	・資格確認書等(※5) ・窓口に来る人の本人確認書類	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	世帯主を変更するとき		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	氏名などが変わったとき		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	保険証の内容を訂正するとき		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	修学のため、家族と離れて他市町村で生活するとき	・資格確認書等(※5) ・在学証明書または学生証		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	資格確認書等(※5)を紛失して再交付を受けるとき(※4)			<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

※ 1 職場等の健康保険の資格喪失後、医療機関を受診していない場合でも、(届出日からではなく)資格喪失日に遡って加入となります。

※ 2 保険料の納付方法は口座振替が原則となります。加入の手続きの際に、対象金融機関のキャッシュカードをお持ちいただくと口座振替の申込みも同時にできます。詳しくは30、31ページをご覧ください。

※ 3 郵送または電子申請で届出できます。電子申請については、新潟市オンライン申請システム(右の二次元コードまたは新潟市ホームページ)をご確認ください。

国民健康保険料を滞納している世帯の方は事前にお住まいの区の区役所区民生活課(中央区は窓口サービス課)までお問い合わせください。

※ 4 郵送で届出できます。国民健康保険料を滞納している世帯の方は事前にお住まいの区の区役所区民生活課(中央区は窓口サービス課)までお問い合わせください。

※ 5 資格確認書等とは、被保険者証、資格確認書、資格情報のお知らせをいいます。

※ 6 資格情報のお知らせを提示する場合、資格取得年月日が記載されているものが必要です。



新潟市オンライン
申請システム

給付に関する支給申請手続き

支給申請手続き	必要なもの	手続きのできる窓口			関連ページ
		区役所	出張所	連絡所	
高額療養費の支給 食事・生活療養費の支給	・領収書 ・世帯主の口座がわかるもの(※1)		○		P10～15 P17
高額介護合算療養費の支給	・世帯主の口座がわかるもの(※1)		○		P18
療養費の支給	・領収書 ・診療内容明細書(装具の場合は医師の証明書など) ・世帯主の口座がわかるもの(※1)		○ (※3)	○ (※3)	P19
出産育児一時金の支給	・資格確認書等 ・直接支払制度に関する医療機関等との合意文書 ・世帯主の口座がわかるもの(※1) ・窓口に来る人の本人確認書類		○	○	P21
葬祭費の支給	・葬儀執行者が確認できる書類(領収書・案内文など) ・振込先口座がわかるもの(※2) ・窓口に来る人の本人確認書類		○	○	P20

※1 世帯主以外の口座への振込みを希望する場合は、世帯主の印鑑が必要です。

※2 申請者(葬儀執行者)以外の口座への振込みを希望する場合は、申請者の印鑑が必要です。

※3 療養費のうち、装具に係る支給申請の場合は出張所・連絡所でも手続きできます。

各種証の交付申請手続き

証の交付申請手続き	必要なもの	手続きのできる窓口			関連ページ
		区役所	出張所	連絡所	
限度額適用認定証の交付	・資格確認書等		○		P16
限度額適用・標準負担額減額認定証の交付(※1)	（申請する年の1月2日以降に市外から転入した人が世帯にいる場合は、転入した人全員の所得証明書(※2)）		○		P16
特定疾病療養受療証の交付	・資格確認書等 ・特定疾病認定申請書(医師の証明があるもの)		○		P18

※1 直近12か月間に91日以上入院している場合、入院期間が確認できる領収書も必要です。

※2 申請月の前年(1月～7月の申請は前夕年)の所得が分かるもの。

保険料の口座振替手続き、軽減・減免申請手続き

口座振替手続き 軽減・減免申請手続き	必要なもの	手続きのできる窓口			関連ページ
		区役所	出張所	連絡所	
口座振替 (※1)	ペイジーによる申込み	・キャッシュカード (ICカードでの受付はできません) ・窓口に来る人の本人確認書類	○	○	P30
	書類による申込み	・国民健康保険の番号がわかる書類 (通知書や資格確認書等) ・通帳および通帳の届出印		口座振替を希望する金融機関の窓口	
非自発的失業軽減	・軽減を受ける人の国民健康保険の番号がわかる書類 ・雇用保険受給資格者証(原本) または雇用保険受給資格通知(原本)		○		P28
各種減免	減免によって提出書類が異なりますので、詳しくは各区区民生活課(中央区は窓口サービス課)保険料担当までお問い合わせください。		○		P29

※1 対象金融機関については、31ページをご確認ください。